

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しに係る
関係法令・条例等

○環境基本法

(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

○水質汚濁防止法

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号)

(定義)

第二条

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

二 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

(排水基準)

第三条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、前条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定め

ることができる。

4~5 (略)

(計画変更命令等)

第八条 都道府県知事は、第五条第一項若しくは第二項の規定による届出又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあっては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(特定地下浸透水の浸透の制限)

第十二条の三 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第十四条の三 都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下この条及び第二十二条第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

(都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等)

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることができるものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第四十三条第二項の

条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。

○水質汚濁防止法施行令
(昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号)

(特定施設)

第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

(カドミウム等の物質)

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一～二十七 (略)

二十八 一・四一ジオキサン

(排水基準に関する条例の基準)

第四条 法第三条第三項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準（以下「水質環境基準」という。）が定められているときは、法第三条第三項の規定による条例（農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第三条第一項の規定により指定された対策地域における農用地の土壤の同法第二条第三項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。）においては、水質環境基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めることとする。

(法第二十一条第二項の政令で定める基準)

第七条 法第二十一条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下の条において「審議会等」という。）が法第二十一条第一項の事務を行う場合には、審議会等を組織する委員又は当該委員とともにその事務を行う臨時委員その他の特別の委員に、国の関係地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員（次号において「国の関係地方行政機関の長等」という。）を含むことができること。
- 二 審議会等に法第二十一条第一項の事務に係る事項について調査審議する部会その他の合議制の組織を置く場合には、当該合議制の組織の委員に、国の関係地方行政機関の長等を含むことができること。

別表第一（改正前）

<u>六十六の二</u>	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
--------------	---

別表第一（改正後）

<u>六十六の二</u>	エチレンオキサイド又は一・四一ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
<u>六十六の三</u>	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設

○水質汚濁防止法施行規則
(昭和四十六年六月十九日総理府・通商産業省令第二号)

(有害物質を含むものとしての要件)

第六条の二 法第八条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第九条の三

2. 法第十四条の三第一項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第二の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有

害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項 又は同条第二項 の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下単に「削減目標」という。）を達成することとする。

別表第2 ※ 1,4-ジオキサンのみ抜粋

有害物質の種類	許容限度
一・四ージオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム

○水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法
(平成1年08月21日環境庁告示39号)

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号)第六条の二の規定に基づき、環境庁長官が定める検定方法を次のように定め、平成元年十月一日から施行する。

水質汚濁防止法施行規則第六条の二の環境大臣が定める検定方法は、別表の上欄の有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げるとおりとする。

別表 ※ 1,4-ジオキサンのみ抜粋

有害物質の種類	検定方法	備考
一・四ージオキサン	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)付表七に掲げる方法	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム

(注) この表の中欄に掲げる検定方法により上欄に掲げる有害物質を検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、同表の下欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

○排水基準を定める省令
(昭和四十六年六月二十一日総理府令第三十五号)

水質汚濁防止法第三条第一項の規定に基づき、排水基準を定める総理府令を次のように定める。

(排水基準)

第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質(以下「有害物質」という。)による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一 ※ 1,4-ジオキサンのみ抜粋

有害物質の種類	許容限度
一・四-ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム

別表第二(略)

○大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和五十年三月十七日福島県条例第十八号)

(水質汚濁防止法に基づく排水基準)

第二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第三項及び第四項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域を別表第二のとおり定める。

2～3 (略)

別表第2

- 特別排水規制水域又は地下水水質保全特別区域に適用する有害物質に係る排水基準
※ 現在、1,4-ジオキサンに関する排水基準はない。

2 その他の水域に適用する有害物質に係る排水基準 ※旅館業に係る施設のみ抜粋

有害物質の種類	施設の種類		許容限度
ふつ素及びその化合物 〔単位 ふつ素の量に 関して、1 リットルに つきミリグラム〕	水質令別表第 1 に 掲げる施設	特定事業場から排出される 1 日 当たりの平均的な排出水の量(以 下「1 日平均排出水量」という。) が 10 立方メートル以上 30 立方 メートル未満のもの	(略)
		1 日平均排出水量が 30 立方メー トル以上のもの	(略)

備考 5 この表のふつ素及びその化合物についての排水基準は、昭和 49 年 12 月 1
日において現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条
第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用する旅館業に係る施設(水
質令別表第 1 の第 66 号の 2 に掲げるもの)を設置する特定事業場に係る排出
水については、当分の間、適用しない。

3 項目に関する基準 ※旅館業に係る施設のみ抜粋

項目	施設の種類		許容限度
生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量 〔単位 1 リットルに つきミリグラム〕	その他の地域に所 在する特定事業場 に係る施設	旅館業及び研究、試験、検査業 等に係る施設(水質令別表第 1 の <u>第 66 号の 2 及び第 71 号の 2 に 掲げるもの</u>)	(略)
		共同調理場、弁当仕出屋、飲食 店、病院、中央卸売市場、地 方卸売市場等に係る施設(水質 令別表第 1 の <u>第 66 号の 3 から第 66 号の 7 まで、第 68 号の 2、第 69 号の 2 及び第 69 号の 3 に掲 げるもの</u>)	(略)
浮遊物質量 〔単位 1 リットルに つきミリグラム〕	その他の地域に所 在する特定事業場 に係る施設	旅館業及び研究、試験、検査業 等に係る施設(水質令別表第 1 の <u>第 66 号の 2 及び第 71 号の 2 に 掲げるもの</u>)	(略)

		共同調理場、弁当仕出屋、飲食店、病院、中央卸売市場、地方卸売市場等に係る施設（水質令別表第1の第66号の3から第66号の7まで、第68号の2、第69号の2及び第69号の3に掲げるもの）	(略)	(略)
--	--	--	-----	-----

備考

1～9 (略)

10 この表の銅含有量又は亜鉛含有量についての排水基準は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する旅館業に係る施設（水質令別表第1の第66号の2に掲げるもの）を設置する特定事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

11～13 (略)

○福島県生活環境の保全等に関する条例
(平成八年七月十六日福島県条例第三十二号)

第二十七条

- 1 (略)
- 2 この章において「排水指定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって規則で定めるものをいう。
 - 二 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項第一号に規定する物質(以下この章において「法定有害物質」という。)その他の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質(以下この章において「法定外有害物質」という。)を含むこと。
 - 二 水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目(以下この章において「法定項目」という。)その他水の汚染状態(熱によるものを含み、法定有害物質又は法定外有害物質(以下この章において「有害物質」と総称する。)によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目(以下この章において「法定外項目」という。)に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 3 (略)
- 4 この章において「指定事業場排出水」とは、排水指定施設を設置する工場又は事業場(水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)を除く。以下「排水指定事業場」という。)から公共用海域に排出される水をいう。
- 5～7 (略)

8 この章において「地下浸透水」とは、有害物質をその施設において製造し、使用し、若しくは処理する排水指定施設(以下「有害物質使用排水指定施設」という。)を設置する排水指定事業場若しくは有害物質使用排水指定施設を設置する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第八項の有害物質使用特定事業場を除く。)(以下これらを「有害物質使用排水指定事業場等」という。)又は法定外有害物質をその施設において製造し、使用し、若しくは処理する特定施設(以下「法定外有害物質使用特定施設」という。)又は有害物質使用排水指定施設を設置する特定事業場(有害物質使用排水指定事業場等であるものを除く。以下「法定外有害物質使用特定事業場」という。)から地下に浸透する水であつて有害物質使用排水指定施設又は法定外有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものと含む。)を含むものをいう。

9 (略)

(特別排水規制水域の指定)

第二十八条 知事は、水道(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第一項に規定する水道をいう。以下同じ。)の水源の水質を保全するため、当該水道の給水区域(同条第十一項に規定する給水区域をいう。以下同じ。)をその区域に含む市町村の長の申出により、公共用水域のうち特に水質の保全を図る必要があると認める水域を特別排水規制水域として指定することができる。

2～5 (略)

(排水指定事業場排水基準等)

第二十九条 知事は、指定事業場排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、排水指定事業場に係る排水基準(以下「排水指定事業場排水基準」という。)を、特定事業場排出水の汚染状態(法定外有害物質の量及び法定外項目によって示される水の汚染状態に限る。)について、特定事業場に係る排水基準(以下「特定事業場排水基準」という。)を特別排水規制水域及び特別排水規制水域以外の水域(以下「その他の水域」という。)ごとに規則で定めなければならない。

2 排水指定事業場排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、指定事業場排出水に含まれる有害物質の量について、物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、法定項目又は法定外項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 特定事業場排水基準は、法定外有害物質による汚染状態にあっては、特定事業場排出水に含まれる法定外有害物質の量について、物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の特定事業場排出水の汚染状態にあっては、法定外項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(排水指定施設の設置の届出)

第三十条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、排水指定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一～八 (略)

2 (略)

(排水指定施設の構造等の変更の届出)

第三十二条 第三十条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第三十条第一項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 (略)

(計画変更命令等)

第三十三条 知事は、第三十条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、指定事業場排出水の汚染状態がその届出に係る排水指定事業場の排水口においてその指定事業場排出水に係る排水指定事業場排水基準に適合しないと認めるとき、又は地下浸透水が有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるときは、その届出の日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る排水指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第三十条第一項の規定による届出に係る排水指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 知事は、第三十条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、特定事業場排出水の汚染状態がその届出に係る特定事業場の排水口においてその特定事業場排出水に係る特定事業場排水基準に適合しないと認めるとき、又は地下浸透水が法定外有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるときは、その届出の日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る排水指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第三十条第一項の規定による届出に係る排水指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(有害物質使用排水指定施設の設置の届出)

第四十三条 工場又は事業場から地下に有害物質使用排水指定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含む水を浸透させる者は、有害物質使用排水指定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一～八 (略)

2～3 (略)

(計画変更命令等)

第四十五条 知事は、第四十三条第一項の規定による届出又は前条において準用する第三十二条第一項の規定による届出(有害物質使用排水指定施設に係る届出に限る。以下の項において同じ。)があった場合において、地下浸透水が第三十三条第一項の規則で定める要件に該当すると認めるときは、その届出の日から六十日以内に限り、その届出

をした者に対し、その届出に係る有害物質使用排水指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条において準用する第三十二条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第四十三条第一項の規定による届出に係る有害物質使用排水指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 前項の規定は、法定外有害物質使用特定施設について準用する。この場合において、同項中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十三条第二項」と読み替えるものとする。

(有害物質を含む地下浸透水の浸透の制限)

第四十七条 有害物質使用排水指定事業場等から水を排出する者(有害物質使用排水指定事業場等から地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第三十三条第一項の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させてはならない。

2 法定外有害物質使用特定事業場から水を排出する者(法定外有害物質使用特定事業場から地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第三十三条第二項の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させてはならない。

(改善命令等)

第四十八条 知事は、前条第一項に規定する者が第三十三条第一項の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるとき、又は前条第二項に規定する者が第三十三条第二項の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて排水指定施設若しくは特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は排水指定施設若しくは特定施設の使用若しくは地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、一の施設が排水指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水であって当該施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含むものについては、当該施設が排水指定施設となった日から六月間は、適用しない。ただし、当該施設が排水指定施設となった際にその水が地下浸透水であるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、特定施設について準用する。

(地下水水質保全特別区域の指定)

第四十九条 知事は、水道(地下水を水源とする水道に限る。)の水源の水質を保全するため、当該水道の給水区域をその区域に含む市町村の長の申出により、特に地下水の水質を保全する必要があると認める区域を地下水水質保全特別区域として指定することができる。

2 (略)

(審議会への諮問)

第九十六条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境

審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第十一条第四項、第五項及び第六項、第十二条第一項、第二十七条第二項(各号列記以外の部分に限る。)及び第九項、第二十九条第一項、第三十三条第一項及び第二項、第五十一条、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条、第七十三条第一項、第八十五条並びに第九十一条の規定による規則の制定又は改正
- 二 第八十四条第一項の規定による地域の指定

○福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
(平成八年十月十八日福島県規則第七十五号)

(排水指定施設)

第二十条 条例第二十七条第二項の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- 一 水産食料品製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの
 - ア 冷凍すり身の解凍施設
 - イ 混練施設
- 二 野菜作農業(もやし栽培農業に限る。)の用に供する洗浄施設
- 三 電子部品・デバイス製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの
 - ア 研磨施設
 - イ 洗浄施設
- 四 窯業・土石製品製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設を除く。)
 - ア 切削施設
 - イ 研磨施設
 - ウ 洗浄施設
 - エ 混合施設
 - オ 成型施設
 - カ 表面処理施設
- 五 放送業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 六 鉄道業の用に供する鉄道用車両の整備施設
- 七 サービス業の用に供する自動車洗浄施設(コイン洗車施設を二台以上設置するものに限り、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を除く。)
- 八 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である一般廃棄物の最終処分場(昭和五十二年三月十五日において既に設置されていたものを除く。)
- 九 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号ロ及びハに掲げるものをいう。)である産業廃棄物の最終処分場(昭和五十二年三月十五日において既に設置されていたものを除く。)

- 十 廃棄物処理業の用に供する廃棄物の最終処分場(前二号に掲げるもの及び昭和五十二年三月十五日において既に設置されていたものを除く。)
- 十一 電気業の用に供する廃ガス洗浄施設(水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を除く。)
- 十二 ゴルフ場(ゴルフ競技の用に供するものであつて、九ホール以上を有するものに限る。)

(排水指定事業場排水基準)

第二十四条 条例第二十九条第一項の排水指定事業場排水基準は、有害物質による指定事業場排出水の汚染状態については、別表第五の左欄に掲げる法定有害物質又は法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとし、その他の汚染状態については、同表の左欄に掲げる法定項目又は法定外項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表第5

排水指定事業場排水基準

1 法定有害物質に係る排水基準

※ 現在、1,4-ジオキサンに関する排水基準はない。

(有害物質を含むものとしての要件)

第二十七条 条例第三十三条第一項の規則で定める要件は、別表第六の左欄に掲げる法定有害物質又は法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる検定方法により地下浸透水の法定有害物質又は法定外有害物質による汚染状態を検定した場合において、同表の右欄に掲げる値以上の法定有害物質又は法定外有害物質が検出されることとする。

別表第6

1 法定有害物質

※ 現在、1,4-ジオキサンに関する検定方法及び値はない。

○水質汚濁に係る環境基準について

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に關し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用海域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準(1,4-ジオキサンに関する水質環境基準を抜粋)

項目	基準値 (mg/L)
1,4-ジオキサン	0.05

備考 (略)

付表7 別紙

○地下水の水質汚濁に係る環境基準について
(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

別表1 (1,4-ジオキサンに関する地下水環境基準を抜粋)

項目	基準値 (mg/L)
1,4-ジオキサン	0.05

備考 (略)